

亀山市告示第84号

亀山市納涼事業補助金交付要綱及び閑宿にぎわいづくり補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市納涼事業補助金交付要綱及び閑宿にぎわいづくり補助金交付要綱の一部を改正する告示

(亀山市納涼事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市納涼事業補助金交付要綱(平成17年亀山市告示第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(補助金の終期) 第6条 補助金の終期は、 <u>令和12年3月31日</u> とする。	(補助金の終期) 第6条 補助金の終期は、 <u>令和8年3月31日</u> とする。

(閑宿にぎわいづくり補助金交付要綱の一部改正)

第2条 閑宿にぎわいづくり補助金交付要綱(平成21年亀山市告示第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(補助金の終期) 第6条 補助金の終期は、 <u>令和12年3月31日</u> とする。	(補助金の終期) 第6条 補助金の終期は、 <u>令和8年3月31日</u> とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。